

三重県外の医療機関、助産所 各位

桑名市長 伊藤 徳宇
(公 印 省 略)

妊婦一般健康診査の実施について

平素は、桑名市の母子保健事業にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

本市では、三重県外で妊婦一般健康診査を受診された場合、償還払い制度にて対応しておりますので、お手数ですがご本人が持参される健康診査受診票について、下記のようにお取り扱いいただきますようお願いいたします。

不明な点等ございましたら、事務担当までご連絡ください。

記

1. 医療機関等におけるお取り扱い

妊婦一般健康診査を実施し、受診者より実費を領収した上で、「母子保健のしおり（妊婦一般健康診査受診票綴り冊子）」の「妊婦一般健康診査結果票」に結果等必要事項をご記入いただき、結果票〔A〕、〔B〕、〔D〕をご本人にお渡しください。

※実施しなかった健診項目については、二重線で消すなどしてください。

※結果票〔C〕（医療機関控え）については、ご不要な場合はご本人へお返しく

【参考】償還払い申請時に必要な書類

- ・妊婦一般健康診査結果票〔A〕、〔B〕 *医療機関等でご記入いただくもの
- ・領収書（コピー可）
- ・申請書 *受診者本人が記入。

2. 償還払い上限額等について

*妊婦一般健康診査結果票は、順番通りでなくても使用することができますので、実際に該当する検査を行った回の結果票にご記入ください。

【各回の検査項目および償還払いの上限額】

検査項目	結果票（右上記載の回）	1回	2~5・7 ・9・10 ・12~14回	6回	8回	11回
問診・診察、血圧・体重測定、尿検査		○	○	○	○	○
血液検査（RBC・Hb・Ht）		○		○		○
血液検査（血糖値）		○		○		
血液検査（血液型・HBs・HCV・HIV・梅毒・風疹ウイルス抗体）		○				
子宮頸がん検査（細胞診）		○				
HTLV-1 抗体				○		
性器クラミジア				○		
GBS						○
超音波検査		○		○	○	○
償還払いの上限額（円） R4 年度「母子保健のしおり」の場合		24,070	5,110	17,170	7,640	13,050
償還払いの上限額（円） R5 年度「母子保健のしおり」の場合		23,860	5,110	R6. 1. 14 以前受診 17,140 R6. 1. 15 以降受診 17,920	7,640	13,170
償還払いの上限額（円） R6 年度「母子保健のしおり」の場合		23,910	2~5、7、9回 5,160 10、12~14回 5,060	17,870	7,590	13,220

事務担当

桑名市役所 子ども総合センター

〒511-8601

三重県桑名市中央町2丁目37番地

TEL 0594-24-1380

FAX 0594-24-5497